平成２５年（フ）第１０７６８号
東京都世田谷区奥沢７丁目48―16
破産者　吉田　耕二
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８０１号
神奈川県座間市栗原中央１丁目34―43　エルモーサ第２―103
破産者　木下　葉子
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８６号
栃木県日光市今市本町26番地７　今市グリーンハイツ６号、前住所栃木県日光市大室1918番地６
破産者　岡田　　繁
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８７号
栃木県宇都宮市駒生町1822番地
破産者　角　　達雄
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０８４１号
茨城県古河市古河740番地
破産者　茨城エレコン株式会社
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４８７号
埼玉県川口市栄町１丁目８番４―1001号
破産者　田村　伸一
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９０８号
東京都港区浜松町１丁目10番17号　向陽ビル６Ｆ
破産者　株式会社日本技術マーケット
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３５１号
東京都荒川区西日暮里３丁目６―14―304
破産者　小林　利雄
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０６２号
茨城県坂東市沓掛4490―11
破産者　内藤　信雄
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５５７号
東京都墨田区太平１丁目28番３号
破産者　日本プレアー株式会社
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５５８号
千葉県千葉市稲毛区山王町10―25
破産者　折原　　昇
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８９４号
東京都江東区北砂６丁目２番14号
破産者　有限会社ゼネラル販売
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０１２号
東京都板橋区若木３丁目18―７―303
破産者　上口　剛司
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０３８号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　有限会社末盛水産
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０３９号
東京都墨田区立花３丁目12―１　グリーンプラザ東あずま805、住民票上の住所東京都中央区築地７丁目14―11
破産者　末盛　　純
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２５６号
神奈川県相模原市南区下溝590―７　スターハイツⅡ―102
破産者　平塚　賢一
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３４４号
神奈川県横浜市神奈川区松見町３丁目914―30―103
破産者　眞鍋　幸太
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３６３号
東京都目黒区下目黒４丁目１―４　大越方
破産者　赤間　陽子
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３６５号
埼玉県川口市上青木西２丁目８―10
破産者　大原　哲也
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４３４号
千葉県富里市七栄203―29
破産者　中嶋　次夫
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４３５号
千葉県富里市七栄203―29
破産者　中嶋　里子
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４３８号
東京都練馬区東大泉２丁目22―４
破産者　宮脇　裕一
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部